

予告 中国特許法が大きく変わります

～ 中国専利法（特許法）改正予定のお知らせ～

2009年2月23日

ご承知のように今年の秋に大改正が予定されています。ここでは速報として特に日本人の出願人に関係する部分のみを抜粋してお知らせいたします。実際にはここに掲載した項目以外にも多くの点が改正されます。より詳しい情報は弊所のホームページ(<http://www.ryuka.com/>)に掲載した Kangxin 事務所のプレゼン資料をご参照ください。

・施行日: 2009年10月1日

・改正が目指すところ（日本人の出願人に関係の深い項目に編集しています）

技術の輸入からの脱却 / 自国の技術革新・中国発の発明創出の奨励
知識産権局（特許庁）の権限の強化
実用新案と意匠権の安定性確保
出願人・特許権利者の法的保護（権利行使時）の強化
模倣品対策
権利濫用の防止

・主な改正点(抜粋)

上述のように今回の改正は多岐に渡っています。その中で、以下では日本人の出願人（特に弊所のお客様）に特に影響がある部分のみを抜粋してご紹介します。なお、意匠については割愛させていただきます。

（１）渉外事務所指定制度の撤廃

中国国内のどの事務所にも出願依頼をすることが可能となります。現在の中国渉外事務所にとっては競争が強いられることとなります。逆に出願人にとってはサービス（特に料金面での）向上が期待できます。

（２）中国発の発明を、中国出願せずに外国出願可能

中国との共同研究開発や生産管理技術革新で発明が生まれた場合に影響します。ただし、この場合に秘密審査（国防上国に不利益をもたらす発明でないかを審査: 米国特許法の 181-186 条に相当）を経る必要があります。

(3) “公知” “公用” の地域的制限を撤廃

世界公知となるため先行技術が広範囲化します。出願審査時よりも係争時の有効性を判断する際により影響する可能性があります。

(4) 絶対新規性基準の採用

出願人 / 発明者自らの行為・出願も先行技術となり、いわゆるセルフコリジョンの可能性が出てきます。これは出願日基準（優先権がある場合には優先日基準）です。よって異なる優先日を有する複数の（同一明細書の）日本出願がある場合、一つの中国出願に併合して提出する必要があります。

(5) 遺伝資源由来の記載が義務化

遺伝子工学関係の発明が合法的に行われたかが審査できるよう、明細書においてその資源（研究・実験対象の生物等）の入手 / 取得元を記載することが義務付けられます。

(6) 強制ライセンス許諾制度の導入

パリ条約に準拠するものです。どう適用されるかは今後の課題です。

以上、速報としてお知らせいたします。なお、法改正に伴い施行規則、審査基準も改正の予定となっておりますが、その内容はまだ最終的に決まっておりません。新たな情報が入り次第改めてお知らせする予定です。

（文責：外国技術部 大庭健二）